

令和7年度 介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開

介護職員の処遇改善につきまして、これまでも取組みが行われてきました。令和6年6月の介護報酬改定におきましては、これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化され、『介護職員等処遇改善加算』が創設されました。

社会福祉法人 参風会 におきましても、加算算定を行っております。当該加算を算定するためには、以下の要件を満たしている必要があります。

1. 現行の介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）まで取得していること
2. 介護職員等処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取組みを行っていること
3. 介護職員等処遇改善加算に基づく取組みをについて、ホームページへの掲載を通じて見える化を行っていること

3. の「見える化」要件とは、令和2年度からの算定要件で、介護サービスの情報公表制度や当法人のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇に関する具体的な取組み内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善加算に関する具体的な取組み（賃金以外）につきまして、次頁の通り公表いたします。

令和7年4月1日

	社会福祉法人 参風会としての取組み
入職促進に向けた取組み	他産業からの転職者・主婦層・中高年齢等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築。
	職場体験の受入れや地域行事への参加・主催等による職業魅力度向上の取組みの実施。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引・認知症ケア・サービス提供責任者研修・中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備。
	有給休暇の促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を実施。
腰痛を含む心身の健康管理	業務や福祉厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備。
生産性向上のための取組み	厚労省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立上げ、外部研修会の活用等）を実施。
	介護ソフト（記録・情報共有・請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末・スマートフォン端末等）の導入。
	介護ロボット（見守り支援等）またはインカム燈の職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器の導入。
やりがい・働きがいの醸成	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施。
	利用者本位のケア方針など、介護保険や法人理念等を定期的に学ぶ機会の提供。